

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 6 2 号	三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
都 市 整 備 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）等の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業の認定事務が廃止となったため、同政令を引用する当該条例の認定申請手数料に関する規定を削除するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  別表第 7 3 号「( 7 3 ) 租税特別措置法施行令（昭和 3 2 年政令第 4 3 号）第 2 0 条の 2 第 1 4 項又は第 3 8 条の 4 第 2 4 項の規定に基づく特定の民間再開発事業認定申請手数料 3 1 , 0 0 0 円」を削除する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>